

豊橋市監査公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき執行した財務監査（定例監査）並びに同条第2項の規定に基づき執行した行政監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

令和8年5月7日

豊橋市監査委員	鈴木 教 仁
同	野 口 洋
同	梅 田 早 苗
同	本 多 洋 之

定例監査等の結果について

第1 監査の対象

収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業

(1) 総務部

行政課

(2) 財務部

財政課、契約検査課、納税課

(3) こども未来部

福祉事務所子育て支援課、こども未来館

(4) 選挙管理委員会事務局

第2 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日 程
監査委員事務局による予備監査	監査委員事務局執務室ほか	令和8年2月2日～令和8年4月9日
監査委員による監査	監査委員室	令和8年4月10日

第3 監査の方法

豊橋市監査基準に準拠して、対象となった各課（工事担当課を含む。）に対し、共通する収入・支出事務、契約事務、財産管理等財務事務及び所管する個別の事務事業について抽出し、問題点を検証するとともに、事務事業が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経済性が発揮されているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

第4 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたものの、4件の指摘事項及び6件の意見が見受けられた。

総務部

《行政課》

意見

1 決裁規程について

入札公告の決裁において、各課は決裁規程（別表第1 1 一般共通事項 区分 10）の規定で決裁区分を判断している。この規定では、公告が定例又は軽易なものかどうかで決裁区分（部長専決、課長専決）を判断することとしているが、その判断は難しく、入札公告の決裁区分の考え方が課によって異なっている。決裁規程での規定の仕方について、又は入札公告の決裁区分の具体的な判断基準を各課で共有できるよう検討されたい。

2 契約事務について

郵便料金計器賃貸借契約において、契約締結伺書が令和6年10月28日に起票されているが、添付されている契約書案を見ると市長名が長坂尚登から浅井由崇に手書きで修正されている。市長選挙は同年11月10日に執行され、長坂市長は同年11月17日に就任しており、契約締結の決裁手続の過程で不備が生じていたので、適切な事務処理に努められたい。

財務部

《契約検査課》

意見

1 契約事務の適正化について

令和7年11月に実施した特別研修後の質問に対する回答の掲載が翌年4月となり情報の提供に遅延が見られたものの、契約事務に対する職員の理解の深化に寄与するものであることから、今後は、問合せの多い事例の随時更新、掲載場所の明確化、Q&Aの充実など、適時適切な情報提供に努められたい。また、契約事務を担当する職員に対しては、人事異動や制度変更もあることから、法的根拠や制度を理解して適正な事務処理を行うことができるよう、随意契約ガイドラインやQ&Aを活用し、効果的な研修の実施に努められたい。

こども未来部

《福祉事務所 子育て支援課》

指摘事項

1 納付期限について

児童手当の過誤払返納金の調定において、納入通知書の納付期限が15日を超えて設定されている事例が散見されたので、予算決算会計規則にのっとり適正な事務処理をされたい。

意見

1 事務処理について

補助金の交付申請において、添付された事業計画書の期間に誤りがあったほか、収支予算書の添付がされていなかった。また、委託業務契約において、見積書と契約書で相手方の所在地が異なっていたほか、契約書に契印が押印されていないものがあった。こうした事例が発生していることは、課内での書類の確認が十分でないと考えられるため、書類のチェック体制を強化するなど、適切な事務処理に努められたい。

《こども未来館》

指摘事項

1 委託業務について

つどいの広場事業委託業務において、契約約款には、実施報告書を受理した日から10日以内に検査を行わなければならないとされているにもかかわらず、履行確認した記録が確認できなかったので、適正な事務処理をされたい。

意見

1 委託業務について

つどいの広場事業委託業務において、実施報告書が実施要綱に定められた期日の約1か月後に提出されていた。また、地域子育て支援センター事業委託においては、専任配置職員届に令和6年度の雇用契約書の写しが添付されていた。こうした事例が発生していることは、課内での書類の確認や管理が十分でないと考えられるため、書類のチェック体制を強化するなど、適切な事務処理に努められたい。

選挙管理委員会事務局

指摘事項

1 契約事務について

選挙人名簿管理システム標準化対応業務委託において、変更契約の決裁をしていたが、業務期間満了後1か月以上経過しているにもかかわらず、変更契約書を取り交わしておらず、業務実施報告書も提出されていなかった。契約規則において、遅滞なく契約書を作成しなければならないこととしており、契約約款において、業務の履行が完了したときは、直ちに業務実施報告書を提出することとしているので、適正な事務処理をされたい。

2 歳出科目について

財産管理規則施行要綱において、取得単価が50,000円以上のものを備品としているが、1台28,160円のノートパソコン5台について、備品購入費で購入していた。本来、事前に予算の流用について決裁し、消耗品費で購入すべきであるので、予算決算会計規則にのっとり適正な歳出科目で予算執行されたい。

意見

1 委託業務について

参議院議員通常選挙・住民投票同時執行事前検証作業業務委託において、契約書の別記個人情報取扱特記事項では、あらかじめ業務を行う場所を特定し、書面により届け出るものとしているが、個人情報保護管理者等届では、業務場所を豊橋市の指定する場所としており具体的に特定していないので、適切な事務処理に努められたい。